

平成29年度第1回区議会定例会 教育委員会関係質問・答弁概要

自民	桜井ただし 議員	代表質問	1
質問要旨	<b>学習指導要領の改訂について</b> (1) 今回の改訂で何が変わるかについて (2) 学習指導要領の改訂に対する区教育委員会の対応について (3) 新学習指導要領による教育活動で期待される成果について		
答弁者	教育長		

○ 教育長

今回の改訂で何が変わるかについて

前回平成20年の改訂以来9年ぶりとなる今回の学習指導要領の改訂は、昨年12月の中教審の答申を踏まえて、去る2月14日に最終案として公表されたもので、現在実施中のパブリックコメントを経て、年度内には告示される見込みとなっております。

まず、今回の改訂で何が変わるかについてですが、これまでの学習指導要領で中心となっていた学習の内容、すなわち「何を教えるか」ということにとどまらず、これからの子どもたちに必要な資質・能力すなわち、「何ができるようになるか」についても、各教科や学年ごとに、1つ目には「知識・技能」、2つ目には「思考力・判断力・表現力等」、3つ目には「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に沿って整理し、児童生徒が学習に取り組む目的や意義を明確化したことにあります。その上で、こうした資質・能力を育むため、教育課程の編成に際して各学校の特色を生かした「カリキュラム・マネジメント」の実施に努めることや、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組むことなどを求めているところが、これまでの学習指導要領と大きく異なる点であります。

具体的な教育内容の変更についてですが、国語教育を中心とした言語能力の確実な育成、理数教育・外国語教育の充実、体験活動の重視、プログラミング的思考能力の育成などが盛り込まれています。特に、外国語教育については、現在小学校5・6年生で年間35時間行われている外国語活動の時間が小学校3・4年生に前倒しされる他、小学校5・6年生では、従来の外国語活動が外国語科として教科化され、授業時数も年間70時間に倍化されることとなります。

学習指導要領の改訂に対する区教育委員会の対応について

次に、今回の学習指導要領の改訂に対する区教育委員会の対応についてですが、幼稚園の平成30年度、小学校の32年度、中学校の33年度からの実施に向けて、すでに準備を進めつつあるところです。具体的は、千代田区教育委員会として、特定の区立学校を、道徳教育や外国語教育の充実に向けた研究協力校に指定し、学習指導要領の改訂を先取りする形での授業研究に取り組んできたところであり、現在そうした成果をすべての区立学校で共有できるよう研究・研修活動を進めているところです。今後も、教職員による研究主任会を新設したり、夏季休業期間中を活用して、プログラミング教育や外国語の指導法に関する研修会を実施するなどして、新しい学習指導要領に適切に対応できるようにしてまいります。

### 新学習指導要領による教育活動で期待される成果について

最後に、新学習指導要領による教育活動で期待される成果についてですが、今回の改訂に向けた中央教育審議会の議論においては、改訂の基本方針として、「グローバル化の進展や人工知能の飛躍的な進化など、社会の加速度的な変化を受け止め、将来の予測が難しい社会の中でも、伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、志高く未来を創り出していくために必要な資質・能力を、子ども達一人一人に確実に育む学校教育を実現することにある」としています。又、新学習指導要領案の前文では、「これからの学校には、教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の作り手となることができるようにすることが求められる。」とあります。新学習指導要領の実践によって、千代田区立学校に学ぶすべての子ども達が、変化が激しく、先行き不透明な時代にあっても、しっかりと豊かな人生を切り拓いていけるよう、また、他者を尊重し協働しながら持続可能な社会の作り手となることができるよう、努めてまいります。

千代田	はやお恭一 議員	代表質問	2
質問要旨	児童相談所設置について (1) 他の区における進捗状況について (2) 他区と比較して小規模な本区において区内に児童相談所を設置する上での課題について (3) 「(仮称) 子ども総合サポートセンター」では、どのような機能を併せ持ち、どのような役割を分担・連携するのか？ (4) 設置までの解決すべき様々な課題とは何か？		
答弁者	子ども部長		

#### ○ 子ども部長

##### 他の区における進捗状況について

まず、他の区における進捗状況についてですが、23区中22区が児童相談所の早期設置に向け、検討に着手しているところですが、その進捗状況は様々なのが実態であります。

現在のところ、開設予定時期の最も早い荒川区、世田谷区、江戸川区の3区が、平成32年度中に児童相談所を開設することを計画しております。

これは、都との協議の中で、この3区が児童相談所の設置計画案を作成し、特別区全体のモデルとなって東京都と検証していくとともに、広域な調整が必要とされる事項など、特別区共通の課題を整理していく役割を担うこととなります。

本区におきましても、児童相談所の早期開設に向けて、この3区の設置計画案等も参考に、鋭意、検討を進めてまいります。

##### 他区と比較して小規模な本区において区内に児童相談所を設置する上での課題

次に、他区と比較して小規模な本区において区内に児童相談所を設置する上での課題についてですが、児童相談所を設置する際の大きな課題の一つに、専門性の高い人材の確保と育成がありますが、児童相談所には、人口規模に応じた専門職員の配置基準があり、人口規模の小さな本区においては、専門人材の育成やノ

ウハウの継承がしづらいことが懸念されます。平成29年度に、まずは、児童心理司2名を新規に採用し、都や近県等の児童相談所に研修派遣に出すなど、人材育成に努めてまいる予定ですが、今後は、他区や東京都の児童相談所との人事交流等を含め、検討していく必要があるものと考えております。

また、区内には、児童養護施設やファミリーホームなどがなく、こうした入所施設についても他区や東京都との連携が課題となります。

### 「(仮称)子ども総合サポートセンター」では、どのような機能を併せ持ち、どのような役割を分担・連携するのか

次に、「(仮称)子サポ」では、どのような機能を併せ持ち、どのような役割を分担・連携するのかについてですが、子ども人口の急増にともない、本区に地縁・血縁がなく、子育ての様々な悩みや不安、戸惑いなどを抱える子育て世代が増えています。また、児童虐待に関する相談件数も急増しております。

まさに、気軽に相談できる場と機会を確保するとともに、妊娠・出産期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援体制を構築していく必要があるものと認識しております。

そのための機能や役割分担・連携としては、まず、子ども部と保健所のさらなる連携の強化があります。いわば、子どもの成長という時間軸に即した支援体制の構築であります。

子ども部では、0歳から18歳までの子ども施策を所管しておりますが、出産前の事業である不妊治療助成事業も所管しております。一方、保健所では、母子健康手帳の交付や乳幼児健診などの母子保健事業、子どもの予防接種事業などを所管しております。

本区では、これまでも、個別支援の必要な家庭に対しては、「子ども部」と「保健福祉部」が連携して取り組んでいるところではありますが、平成29年度からは、保健所において、妊婦の全数面接を実施し、妊娠の早期から妊婦の状況を把握し、必要な方に子育て版のケア・プランを作成するなど、妊娠期からの子育て支援体制の充実を図る予定です。

その上で、「子サポ」の検討にあたっては、子どもや親の立場に立って、これまでの子ども部と保健所の役割分担を見直し、双方の機能を併せ持ち、一体となって子育て世代を支援する、真に切れ目のない体制の構築を検討してまいります。

第二は、個々の子育て家庭の悩みの程度・内容に即した支援体制の構築であります。

児童相談所は児童虐待の専門機関というイメージを強く持たれる方も多いと思いますが、児童相談所の中核機能は、その名の通り「相談機能」であります。

児童相談所の相談機能として、「養護相談」「保健相談」「障害相談」「非行相談」「育成相談」の5つの種別がありますが、これらは、児童・家庭支援センターの子どもと家庭にかかわる総合相談や教育相談でも受け付けており、内容面では大きな相違はありません。ただ、児童相談所では、その後の措置や一時保護等の法に基づく権能が認められております。

児童虐待は、いつでも、どこでも、誰にでも起こりうるとの認識のもと、その早期発見と未然防止の観点からも、子育てについて、気軽に相談し、利用者に寄り添ったケア・プランを作成するなどして、個別・具体的な支援につなげる児童・家庭支援センター機能と、専門性が高く個別かつ緊急な事例に、24時間365

日対応する児童相談所の、いわば「ハイリスク・アプローチ」ともいうべき機能をシームレスに接続し、質の高い相談・支援体制を構築していく必要があります。

こうした課題を検討するため、平成29年度からは、検討組織の設置など、鋭意、機能内容の検討に取り組んでまいります。

### 設置までの解決すべき様々な課題について

最後に、設置までの解決すべき様々な課題についてですが、専門人材の確保・育成のほか、本区の地域特性を踏まえた「子サポ」の機能や設置場所の選定、児童相談行政の生命線とも言うべき一時保護所の設置、社会的養護の問題のうち里親の確保、児童相談所設置市となることによる新たな事務への対応等、課題は山積しております。

いずれにいたしましても、児童相談所の早期設置に向け、一つひとつの課題解決に、着実に取り組んでまいります。

紡民	寺沢文子 議員	代表質問	5
質問要旨	<b>教員の負担軽減について</b> 先生方の多忙が問題となっている。忙しさを解消するために何が 必要か。		
答弁者	教育担当部長		

## ○ 教育担当部長

### 教員の負担軽減について

平成25年度OECD国際教員指導環境調査によると、教員の平均勤務時間は、週に約54時間で、他国の教員平均である週約39時間と比べると、大幅に長時間勤務をしている実態が明らかになっています。また、事務作業や研修会、行事準備、部活動の指導などが教員の負担として問題とされているところです。

こうした教員の負担に対して、教育委員会としては、①業務の適性化による縮減や②外部人材の活用、③ICT等ネットワーク環境の整備などが必要であると考え、取り組んできました。

例えば、事務作業を補助する人材を配置するとともに、国や都などの各種調査を可能な限り教育委員会事務局で回答するほか、研修会や学校行事については、法定研修や必要不可欠なものを実施し、内容や時間についても、過重とならないよう配慮しています。

さらに、国の「次世代の学校・地域」創生プランにおいて、教職員が多様な専門人材と連携・協働しながら、より教育の質を高め、併せて教員の負担軽減にもつながる、学校の組織運営改革策として、「チーム学校」という考え方が示されました。

例えば、各学校に学校生活の支援やいじめ防止などの役割を担うスクールライフサポーターや、外国語指導を行うALT（外国人指導助手）、部活動を担当する外部の専門指導員の活用など、各分野の専門性の高いスタッフを配置し、教員の負担を軽減しながら、教育の質を高めています。

また、来年度からは新しい校務支援システムを導入し、教員間のメールやデータ共有等ができるようになり、事務や会議の効率化が図られ、さらなる負担軽減に繋がるものと考えています。

教育委員会としましては、教員が子どもたちの指導に専念できる環境を整えるため、引き続き教員の負担軽減に努め、更なる教育の質の向上を図ることができるよう支援してまいります。

自民	嶋崎秀彦 議員	一般質問	1
質問要旨	<b>国際教育について</b> (1) 国際教育の現状と課題について 学校における現状と課題は何か (2) 国際交流事業の意義について 国際理解を進めるうえで、海外との交流を進めることが重要であると考えますが、国際交流事業の意義は何か (3) 国際交流事業の今後の展開について 現状の事業とは対象が限定的であり、さらに効果的な方策を検討すべきと考えますが、今後の事業の展開とは		
答弁者	教育担当部長		

## ○ 教育担当部長

### 学校教育における国際教育の現状と課題について

まず、学校教育における国際教育の現状と課題についてですが、現在、幼稚園・保育園、小学1・2年生で年間6時間、小学3・4年生で年間約18時間、小学5、6年生で年間35時間の外国語学習を実施しております。全ての時間にALTと呼ばれる外国人指導助手を配置し、学級担任に協力して英語だけでなく異文化そして日本文化について学習を進めております。また、全学級に配置されている電子黒板や、わかりやすい教材なども活用しつつ、ゲームを取り入れるなどして、子どもたちが苦手意識を持つことなく、より楽しく意欲的に学べるよう工夫しています。

また、議員ご指摘のように、中学2年生を対象としたイギリスウエストミンスター市の中学校との交流事業を行っており、毎年両国とも10名ずつ、相互にホームステイをしながら学校生活を共にするなど、交流を深めているところでございます。

課題としましては、外国語活動の時間が限られていること、新学習指導要領による英語の教科化に対応した指導体制を確保することがございます。

このため、平成29年度より、小学生の外国語活動の時間を拡充するとともに、英語の教科化に向けた指導方法の研修などを強化してまいります。

また、ウエストミンスター市との交流事業では、中学2年生のみで、参加者も毎年10名と限られていますが、相手方の受け入れ態勢の問題もあり、参加人員を拡充することは、現状では困難であります。

### 国際交流事業の意義について

次に、国際交流事業の意義についてですが、国際理解を進めるうえで、海外との交流を進めることは大変重要でございます。国際交流事業の意義は国際的視野

を広めるとともに、豊かな人間性を育成し、海外との友好親善を図ることにございます。本区では、先ほど申し上げたウエストミンスター市との交流事業のほか、九段中等教育学校2・3年生のオーストラリア派遣がございます。生徒からは「学校生活や食べ物、建物や街並みや習慣や文化など、日本と外国の違いが分かり、実感をもって理解することができた。」「日本の良さに気付くことができた。」といった感想が多く寄せられております。こうした学びの成果については、報告書にまとめて配付するとともに、各中学校で報告会を行っております。

### 国際交流事業の今後の展開について

最後に、国際交流事業の今後の展開についてお答えいたします。ご指摘のとおり、現在は対象が限定されており、今後、派遣先や派遣対象、派遣人数の拡大を検討する必要があると考えております。

また、新たな交流の方策として、例えば、インターネット通話ソフトを活用して海外の子どもとの交流をしたり、タブレットPCにより一人一人が海外のネイティブスピーカーと直接会話する英語の授業を行うなどの検討をしております。実際に他県では、離島においてこのようなシステムを使って遠隔授業を行っている事例がございます。さらに平成30年度には、東京都が英語村を新設する予定であり、その利用について積極的に検討してまいります。

今後も、国際平和都市千代田区として、国際教育の一層の充実に努めてまいります。

自民	池田ともりのり 議員	一般質問	4
質問要旨	<p>「食品ロスの削減」を食育のテーマに          フードロスチャレンジやもったいない鬼ごっこなど、子どもや親が食品ロスについて認識するイベントを区として取り上げてみてはどうか。</p>		
答弁者	教育担当部長		

### ○ 教育担当部長

#### 子どもや親が食品ロスについて認識するイベントを区として取り上げることに ついて

現在、各小・中学校の給食や家庭科の授業の中で、食べ物を大切にすることを育むとともに、食品ロスの削減についても学んでいます。

また、小学5年生の社会科の「日本の食糧生産」において食育と関連させて食生活を振り返りながら、環境や資源に配慮した食品の取り扱いについて学んでいます。

さらに、学校に食育のゲストティーチャーを招聘し、調理や会食の中で食べ物の大切さや食品ロスの削減の必要性を子どもや保護者に啓発する取り組みを行っています。

議員ご指摘の「もったいない鬼ごっこ」のようなゲーム形式により、楽しく、わかりやすく、食品ロスについての認識が学べることは、非常に効果的であると考えます。

子どもと親が、食品ロスについて認識する新たな取り組みとして受け止めさせていただき、学校行事に取り入れることや、区のイベントへの取り込みについて、所管部とも連携しつつ、前向きに検討いたします。

自民	松本佳子 議員	一般質問	5
質問要旨	<p>1 インフルエンザ予防接種の拡大について  (1) 教職員や保育士にもインフルエンザ予防接種の無料化を実施できないか。</p> <p>2 多様化された保育施設の見直しについて  (1) 区が目指す乳幼児保育は何を軸としていて、どういう指導体制の下で行うのか。  (2) 多様化した保育施設が行っている、子育て支援をどう取りまとめていくのか。</p>		
答弁者	子ども部長		

## ○ 子ども部長

### インフルエンザ予防接種の拡大について

まず、インフルエンザ予防接種の拡大について、教職員や保育士にもインフルエンザ予防接種の無料化を実施できないかについてですが、

本区では、平成21年度、新型インフルエンザが流行した際に、保育園や児童館に勤務する保育士等職員を対象に、インフルエンザ予防接種にかかる費用の一部助成を行いました。

しかし、世界保健機関（WHO）から世界的大流行の終息宣言がなされたことや、そもそも職員自ら、健康管理に努める必要があることなどの理由により、その後、取り止めとなった経緯があります。

また、区には、児童館や高齢者施設、総合窓口課、出張所、清掃事務所などで働き、区民の方々と日々接触する職員がおります。区民サービス活動へのリスク対応という観点からは、そうした職員に対しても、予防接種の実施が望ましいとも考えられます。

なお、区民の子どもや高齢者の方々に、インフルエンザ予防接種を無料で受けていただくのは、重症化を防ぐためと聞いております。その反面、予防接種を受けたとしても、必ずしもインフルエンザに罹患しないわけではなく、健康な大人であれば重症化しないとも聞いております。

したがって、教職員や保育士を対象にしたインフルエンザ予防接種の無料化の実施につきましては、子どもに与える影響のみならず、ご指摘の複数人が同時に罹患した場合などをあわせて勘案し、その必要性をも考慮しながら、検討してまいります。

### 区が目指す乳幼児保育は何を軸としていて、どういう指導体制の下で行うのか

次に、多様化された保育施設の見直しについて、区が目指す乳幼児保育は何を軸としていて、どういう指導体制の下で行うのかについてですが、

区が目指す乳幼児保育は、「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」や「千代田区の子どもたちのための就学前プログラム」に基づき、ご指摘の保育園長OBの巡回指導員が中心となって、指導しております。

その内容は、各園の特色は尊重しながらも、公立・私立の設置主体の別や、保育園・幼稚園などの認可形態にとらわれず、子どもの発達や学びの連続性を考慮し、小学校進学前に、最低限、身に付けておいてもらいたい保育・教育を提供できるように、指導に努めているところです。

具体的には、巡回指導員が、毎年度3回ほど、公立園・私立園保育士を対象にした合同研修会を企画・実施し、参加した保育士同士が切磋琢磨しつつ、保育の質の向上を図っているところです。

また、研修で終わりではなく、その後、その研修内容を取り入れているのか、巡回指導員は各園を巡って確認し、保育士がどう取り入れればよいのか分からない場合には、各園におかれた実態に合わせながら助言をして、保育の質の向上に努めております。

今後は、ご指摘の国における「保育所保育指針」の改定を踏まえて、「千代田区の子どもたちのための就学前プログラム」についても改定を検討し、さらに充実した保育が提供できるよう取り組んでまいります。

### 多様化した保育施設が行っている、子育て支援をどう取りまとめていくのか

次に、多様化した保育施設が行っている、子育て支援をどう取りまとめていくのかについてですが、

現在、各保育施設では、保護者や地域と連携した子育て支援事業を、さまざまな形で実施しております。

また、保育施設が企画した夏祭りや敬老会などの行事だけでなく、町会や商店街、高齢者施設が主催するイベントなどに参加して、園児と保護者が地域の方々とお互いに交流を深めながら、地域と連携した子育て世帯への支援を行っているところです。

ご指摘の「保育所保育指針」の改定内容には、保護者と地域と連携した子育て支援の必要性が強くうたわれております。

今後、本区としましても、保育事業者とともに、どういう形で子育て支援に取り組めるのかを検討しながら、地域の方々に愛される保育園となるよう、子育て支援に取り組んでまいります。

紡民	岩佐りょうこ 議員	一般質問	6
質問要旨	<b>児童相談所設置を視野に入れた社会的養護施設及びその当事者への支援について</b> (1) 児童相談所設置準備の進め方について (2) 社会的養護を受けている子どもたちへの支援をどのように考えているのか。		
答弁者	子ども部長		

## ○ 子ども部長

### 児童相談所設置準備の進め方について

まず、児童相談所設置準備の進め方についてですが、現在のところ、23区中、本区を含む22区が、児童相談所設置に向け検討に着手しているところですが、都との協議の中で、開設予定時期の最も早い荒川区、世田谷区、江戸川区の3区



が、児童相談所の設置計画案を作成し、特別区全体のモデルとなって東京都と検証していくとともに、広域な調整が必要とされる事項など、特別区共通の課題を整理していく役割を担うこととなっております。

本区におきましては、平成29年度から、保健所において、妊婦の全数面接を実施し、妊娠の早期から妊婦の状況を把握し、必要な方に子育て版のケア・プランを作成するなど、妊娠期からの子育て支援体制の充実を図る予定ですが、さらに、児童相談所の早期開設に向け、検討組織を設置し、これまでの子ども部と保健所の役割分担を見直し、双方の機能を併せ持ち、一体となって子育て世代を支援する、真に切れ目のない体制の構築を検討してまいります。

### 社会的養護を受けている子どもたちへの支援をどのように考えているのか

次に、社会的養護を受けている子どもたちへの支援をどのように考えているのかについてですが、日本における社会的養護の実情は、約8割から9割の子どもたちが児童養護施設や乳児院等への施設入所となっており、これは諸外国と比べ極めて比率が高い状況です。

このため、国は、里親の比率を2029年までに約3分の1に引き上げ、施設入所を約3分の2とする目標を設定しております。

特に、里親につきましては、かつて区内に1件のご協力をいただいていたご家庭がありましたが、現在は区内での里親は皆無となっており、大きな課題と認識しております。

このため、これまでも、児童・家庭支援センターで、養育家庭体験発表会を開催し、里親委託推進を図っておりますが、里親制度推進は大きな課題と認識しており、今後、さらに、児童相談所設置検討の中で、ご指摘の趣旨を踏まえて検討してまいります。

また、区民に最も身近な基礎的自治体である区が、児童相談所を設置できることとなったことを踏まえ、施設退所後の支援を含め、鋭意、検討に取り組んでまいります。

千代田	たかざわ秀行 議員	一般質問	7
質問要旨	<p>1 いじめ対策について 福岡県で始まった「ハッピーボックス」を本区でも取り入れてみてはどうか</p> <p>2 九段中等教育学校増築について (1) どのような議論がされ増築するに至ったのか、経緯・経過について (2) グラウンドに校舎を増築することによって現在の広さからどのくらい狭くなるのか (3) 現在、グラウンドで体育祭を行っているが支障はないのか (4) 教育活動に影響はないのか (5) 富士見校舎の利用はどうなるのか</p>		
答弁者	教育担当部長		

- 教育担当部長  
いじめ対策について

議員ご指摘の通り、いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得ることであり、また誰もが被害者にも加害者になり得るものであるとの認識のもと、子どもに寄り添い、わずかなサインを見逃すことなく、見守っていくことが大切だと思っております。

また、いじめをなくすには、他者のよさや考えを理解し、自他の存在を認め、互いの人格を尊重することが大切です。学習指導要領「道徳」の内容には、よりよい学校生活、集団生活の充実の項目として、先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合って楽しい学級をつくることなどが示されています。

こうした態度の育成に向けて、議員ご提案のハッピーボックスも大変意義のある取り組みであると思えます。

本区では、複数の小学校において、昼休みの放送で児童から投稿された心温まるエピソードや、季節の移り変わりの美しさの発見などを伝える取り組みを行っております。また、ある小学校では、言われると嬉しくなる優しい言葉を「ふわふわ言葉」として、教員が子どものふわふわ言葉を見つけそれを掲示したり、子ども同士がふわふわ言葉で賞賛したりする活動を行っている例もあります。

このように、区では様々な取り組みをしておりますが、ご提案のハッピーボックスについても参考とさせていただき、情報を共有してまいります。

日常的に心の教育活動を重ねる中で、子どもがお互いを思いやり、大切にすることを育んでまいりたいと考えております。

### 九段中等教育学校校舎の増築に至った経緯経過について

まず、増築に至った経緯経過についてですが、九段中等教育学校は開校以来、九段校舎と富士見校舎、道路を隔てた二つの校舎で教育活動を行っております。生徒・教員の移動時間に最大15分程度かかることもあり教育活動に支障を来すこともありました。また、公道上を移動することから安全面での課題もありました。

そこで、まずは二つの校舎間を連絡通路で結ぶ計画を検討いたしました。検討を進めていく中で、国土交通省の通達「道路の上空に設ける通路の取扱いについて」に基づき、隣地境界から10m以上離れた位置に連絡通路を設置する必要があることがわかりました。このため、敷地内で西側に10m遠回りをするように通路をクランクさせて橋を架けると、通路が全長50mにも達し、非常に大きな構造物となることから景観上の観点からも好ましくないことが判明しました。

このような状況から、二つの校舎を通路でつなぐという発想を転換し、同じ敷地内での校舎増築を検討したところでした。教育環境の向上に加え、安全性や施設維持管理上の面からも有効であると考えられ、公道上を連絡通路が占有することもないため、これまで了解が得られなかった近隣からも受け入れられるものと考えております。

本計画については、今後、学校の保護者会で説明した後、近隣の皆様にも説明し、ご意見を踏まえて設計作業に着手したいと考えております。

### 校舎の増築により、グラウンドがどの程度狭くなるか

次に、校舎の増築により、グラウンドがどの程度狭くなるかについてですが、増築は九段校舎の校庭北側、現在、体育倉庫や物置のある場所であり、これらの収納機能を取り込んだ計画にしたいと考えており、グラウンドの有効面積になるべく影響が出ないような設計にしております。

### 体育祭への支障について

次に、体育祭への支障についてですが、観覧席を校舎内に設けるなどの工夫により対応できるものと考えていますが、教育活動に関することであり、学校と十分に協議し、具体的な設計の中で検討してまいります。

### 教育活動への影響について

次に、教育活動への影響についてですが、グラウンド面積の減少による影響はあるものの、増築後もグラウンド内に80m直線コースは確保できる見込みであり、校舎間の移動解消による安全性や効率性の向上など、プラス面での影響が大きいものと考えております。

### 富士見校舎の今後の利用について

次に、富士見校舎の今後の利用についてですが、九段校舎の増築は平成31年度竣工開設を目指しており、九段校舎増築後の富士見校舎の利活用につきましては、今後検討してまいります。

共産	牛尾耕二郎 議員	一般質問	8
質問要旨	<p>1 子どもたちの成長・発展を支え、保護者が安心して預けられる学童保育について</p> <p>(1) 学童クラブの「運用の改善」とは何か。</p> <p>(2) 学童クラブで受け入れる児童の数を増やすのではなく計画的な学童クラブの増設を求めるべきではないか。神田地域の学童クラブの増設がないことについて、どのように考えるか。</p> <p>(3) 学童クラブの集団規模を40人以上受け入れている学童クラブについては、適正な人数にする必要があるのではないか。</p> <p>(4) 民間学童クラブの職員の給与額は、区の補助金29万円とはあまりにもかけ離れている。区の認識は？</p> <p>(5) 児童館対応の正規職員の配置を増やすことを求める。</p> <p>(6) 四番町児童館の移転に際し職員を増員することを求める。</p> <p>2 保育所の待機児童問題について</p> <p>(1) 兄弟姉妹が別々の保育園に通っている児童の保護者を含め、誰もが希望する保育園に通えることを目指すべきではないか。</p> <p>(2) 居宅訪問型保育事業の利用実態を、区は把握しているのか。</p> <p>(3) 居宅訪問型保育事業を利用するに際して、保護者にしっかりと説明を行っているのか。</p> <p>(4) 居宅訪問型保育事業を断る児童を待機児童と認定しない基準に変えること。</p>		
答弁者	区長、子ども部長		

### ○ 区長

#### 保育所の待機児童問題について

必要な時は、いつでも、自宅から最寄りの保育園に入園できることが理想である。

しかしながら、共働き家庭が増え、保育需要が急激に増大し、かつ保育士不足という状況において、まずは、保育の質を確保しつつ、保育の受け皿である量的拡充を図ることが最優先課題である。

また、特定の保育園を希望される方のうち、兄弟姉妹が別々の保育園にならないことだけを取り組んでいるわけではなく、保育所の施設整備には一定の時間が掛かり、すぐに全てを解消することは困難であるので、重点課題として取り組むと招集挨拶で申し上げたところである。

ここ10数年間、保育施設の整備を進めた結果、平成29年4月の保育園入園の一次結果では、特定園留保者数は約3割減少、そのうちの兄弟姉妹別園の人数は11人から3人と大幅な改善を図った。

区としては、これからも保護者の負担が大きいことを考慮して、兄弟姉妹を同園にできるように重点を置きながら、特定園留保の解消に取り組んでまいり。

## ○ 子ども部長

### 学童クラブの運用改善について

1点目の学童クラブの運用改善についてですが、平成29年度は、いずみこどもプラザでは、施設内のいずみパークサイドプラザ集会室を利用し、また、千代田小アフタースクールでは、クラブ室を改修し2部屋に増設するなどの様々な工夫により、定員拡充を図ったものです。

### 学童クラブで受け入れる児童の数を増やすのではなく、計画的な学童クラブを増設するべきではないか

2点目の学童クラブで受け入れる児童の数を増やすのではなく、計画的な学童クラブを増設するべきではないかについてですが、平成29年度は、麴町地区に私立学童クラブを1か所増設することを目指して、取り組んでまいります。

なお、神田地区の学童クラブについては、引き続き既存学童クラブの運用改善などを検討してまいります。

あわせて、現在、放課後の居場所の一つとして、学校施設内で午後5時まで、在籍児童は誰でも参加でき、安全安心に過ごせる放課後子ども教室を実施しております。今後は、学童クラブの定員拡充のみならず、放課後子ども教室と学童クラブの一体運用なども検討し、総合的な放課後対策の充実に取り組んでまいります。

### 学童クラブの集団規模を40人以上受け入れている学童については、集団を2つに分けるなど適正な人数の学童にしていく必要があるのではないか

3点目の学童クラブの集団規模を40人以上受け入れている学童については、集団を2つに分けるなど適正な人数の学童にしていく必要があるのではないかについてですが、現在、学童クラブは全17施設ありますが、施設的な制約もあり、全ての学童クラブの定員を40人以下にすることは困難です。

なお、全施設において面積基準である子ども一人あたり1.65㎡の面積基準を満たすとともに、4施設については、各2学童クラブで構成しております。

学童クラブは、年齢や発達の状況が異なる子どもを継続的に育成・支援していく必要があることから、安全面には十分配慮するとともに、保護者との関係、学校や地域との関係を密にしながら、運営してまいります。

### 民間学童クラブ職員の給与等の処遇について

4点目の民間学童クラブ職員の給与等の処遇についてですが、本区におきましては、区独自の要綱により、指導員の人件費補助の算定基準を千代田区職員の給与に準拠し、適正な額としているところです。

なお、指導員に対する支給実態については、必要に応じ、事業者から賃金台帳の提出を求めるなど、適正に対応してまいります。

### 区立児童館、学童クラブの正規職員の配置を増やすことについて

5点目の区立児童館、学童クラブの正規職員の配置を増やすことについてですが、現在も、区の定数条例に基づき、適正な数の正規職員を配置しております。また、非常勤職員も手厚く配置しており、子どもの数が増えている現状や児童館の利用状況等も勘案し、より適正な職員数となるよう努めてまいります。

### 四番町児童館の仮施設移転に伴う職員の増員

6点目の四番町児童館の仮施設移転に伴う職員の増員についてですが、四番町児童館の仮施設移転に伴う準備のため、すでに非常勤職員1名を増員配置しております。

なお、仮施設移転に伴う準備は、四番町児童館の職員だけではなく、児童・家庭支援センター職員も支援し、協力して進めてまいります。

### 居宅訪問型保育事業の利用実態を、区は把握しているのか

次に、「保育所の待機児童問題」に関するご質問の、1点目の居宅訪問型保育事業の利用実態を、区は把握しているのかについてですが、昨年9月から11月にかけて、当時、居宅訪問型保育事業を実施している全17家庭に、保育園長〇Bの巡回指導員が訪問して、その実態を把握しております。

さまざまなご家庭がある中、保育者がどういう保育をしているのか、子どもの様子を保護者にどう連絡しているのか、火災や地震があった際の避難場所を把握しているのかなどを確認したところです。

また、地域型保育事業は、原則0歳児から2歳児までが対象であり、その中で居宅訪問型保育事業は1対1で保育するため、特に乳幼児突然死症候群（SIDS）のリスクが大きいことから、事業者とともに午睡時のチェックリストを作成して、子どもの安全・安心に関する、保育の質の向上を図っています。

ただ、ご指摘の保育者が頻繁に入れ替わることについては、保育者が乳児といかに愛着関係を築いていくのかが非常に大切なので、今後は保育事業者に対して、保育者の入れ替えが頻繁にならないよう指導してまいります。

### 居宅訪問型保育事業を利用するに際して、保護者にしっかりと説明を行っているのか

2点目の、居宅訪問型保育事業を利用するに際して、保護者にしっかりと説明を行っているのかについてですが、

居宅訪問型保育事業は、子どもと保育士が1対1で保育にあたるという、非常に手厚い保育形態であります。区は、この事業に対しては、認可保育園と同じ保育料で利用できるよう、多額の補助を実施しております。

居宅訪問型保育事業のご利用に際しては、保護者のご家庭を利用した保育という性質から、保護者の方々には、利用方法や注意点などについて、職員が事細か

に、丁寧に説明しているところです。

今後は、事業者にローテーションの状況などを適宜確認して、保護者の方々に對して、さらに分かりやすく情報を提供できるように努めてまいります。

**居宅訪問型保育事業を断る児童を待機児童と認定しない基準に変えることについて**

3点目の居宅訪問型保育事業を断る児童を待機児童と認定しない基準に変えることについてですが、厚生労働省が定めた基準に基づき、居宅訪問型保育事業を断る児童を待機児童と認定しないという対応をしております。国が定めた基準で発表する必要がございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、厚生労働省は「保育所等利用待機児童数調査に関する検討会」を開催し、待機児童の基準を見直しているところです。

したがいまして、本区としては、厚生労働省の新たな待機児童の基準が発表されましたら、その基準での公表を行う予定でございます。なお、今後も従来どおり、特定園留保や転所留保などの人数については公表してまいります。

紡民	飯島和子 議員	一般質問	10
質問要旨	<p><b>1 子ども医療費助成の拡充について</b>            (1) 医療費助成制度に入院給食費を対象にすることを求める。            (2) 国民健康保険への国庫負担金の減額措置廃止により、どの程度の収入増が見込まれるのか。</p> <p><b>2 いじめ問題の対応について</b>            (1) 学習指導要領の改訂により、教員も生徒もストレスがさらに大きくなるのではないか            (2) 区の次年度予算は、いじめ対策として「規範意識を醸成する心の教育を進める」となっているが、具体策は            (3) 原発事故の現状を科学的に学び、避難者の現状を理解し、原発事故に対する誤解を払拭する取組について</p>		
答弁者	教育長、子ども部長		

○ **教育長**

**学習指導要領の改訂による教員や児童生徒のストレスの増大に関する見解**

まず、学習指導要領の改訂による教員や児童生徒のストレスの増大に関する見解についてお答えします。

学習の躓きや授業についていけないことの焦りは児童生徒のストレスの増大や学習意欲の減退につながりかねないことから、本区ではこれまでも区費で手厚く非常勤講師を配置し、習熟度別学習やティームティーチングなどによるきめ細かい指導の充実を図ってきました。また、教職員に対しても、新しい校務支援システムの導入や部活動を担当する外部専門指導員の活用などにより、負担の軽減を図ってきているところです。今回の学習指導要領の改訂では、例えば、小中高学年では学習内容全体の削減がなされない中で外国語活動の拡充が図られることから、その対応が学校現場の課題となっております。教育委員会では、外国語教育についての研究協力校を指定し、先行的に改訂を踏まえた指導法の研究を行ったり、夏季休業期間中を活用して外国語の指導法に関する研修会を開催す

るなどして、教員に過度の負担がかからないような取り組みを行っております。

また、児童生徒に対しても、外国語教育の拡充により英語に苦手意識を持つことなく、楽しく意欲的に学びに向かうことができるよう、教材や指導法についての工夫・研究を進めているところです。

### **規範意識を醸成する心の教育の推進について**

次に、規範意識を醸成する心の教育の推進に関するご質問にお答えします。

いじめの未然防止・早期発見に向けて、区ではこれまでも、地域人材や大学生を「スクールライフ・サポーター」として学校に派遣し、いじめ防止の見守りや悩みの相談にあたるなどの対応を行ってきました。

一方、平成30年度から小学校で、平成31度からは中学校で、それまでの「道徳の時間」が、「特別の教科道徳」として取り扱われることとなっております。千代田区では、これまでの授業研究の成果を踏まえ、平成29年度から全小中学校で、「特別の教科道徳」を先行実施する予定としております。道徳の教科化は規範意識の押し付けに繋がりにくいものではとのご懸念ですが、今般の改訂は、「分かる道徳」から「考える道徳」・「議論する道徳」への転換を図るものとされており、児童生徒に一方的に規範意識を押し付けるといったより、むしろ新学習指導要領で求められる「主体的・対話的で深い学び」を実践するものと捉えており、変化が激しく先行き不透明な社会にあっても、他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら豊かな人生を切り開くことのできる子ども達の育成につながるものと考えております。

### **原発についての科学的な学習や避難者の現状理解を進める取り組みについて**

最後に、原発についての科学的な学習や避難者の現状理解を進める取り組みについてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、福島原発事故については、科学的な視点に立った現状や影響、被災地の苦境や避難者に対する理解不足が少なからずあり、未だに風評被害が見受けられるなど、社会全体の問題として捉えていく必要があると考えております。

区立学校ではこれまでも「地震と安全」や「3.11を忘れない」などの教材を活用した防災教育や、放射線に関する理科教育を発達段階に依拠して実施してきておりますが、改めて全教育活動を通して、原発事故や避難者の心情に対する理解を深めてまいります。あわせて、ひとり一人の子どもを注意深く見守り、子どもの心情に寄り添った木目細やかな心のケアを徹底するとともに、必要な指導を進めてまいります。

## **○ 子ども部長**

### **子どもの医療費助成制度に入院給食費を対象にすることについて**

まず、子どもの医療費助成制度に入院給食費を対象にすることについてですが、本区では、平成23年4月から、23区で唯一、医療費助成制度の対象年齢を18歳までの高校生年齢相当にまで拡大しております。これにより、子どもが怪我をしても、病気に罹っても、医療費負担を気にせずに、安心して医療機関を受診できることとなり、子育てしやすいまちづくりに寄与しております。

一方で、ご指摘の入院給食費は、医療費助成の対象とはしておりません。

## 区独自の医療費助成制度実施に対しての国民健康保険への国庫補助減額について

また、区独自の医療費助成制度実施に対しての国民健康保険への国庫補助減額についてですが、本区では、区独自の高校生等医療費助成をはじめ18歳までの医療費助成を実施していることから、国民健康保険への国庫補助額の減額は平成27年度で約530万円となっております。

このうちの乳幼児医療助成にかかる国庫補助金の減額が、平成30年度より廃止されれば、現行制度を前提とすれば、約260万円程度が増額となる可能性があります。

子育て世帯の経済的負担は、医療費のみに限られるものではありません。そのため、区では、誕生準備手当などの次世代育成手当をはじめ、0歳から18歳までの子育てを見据え、質の高い子育て支援サービスの提供を目指しております。加えまして、増加する保育ニーズに 대응するため、平成29年度におきましても、

保育定員の拡充に取り組み、私立保育所への補助を初め、多額の費用負担を実施する予定でございます。

したがいまして、ご提案の入院給食費を医療費助成制度の対象に加えることや、子育て世代の国保料軽減に有効に使うことについても、次世代育成に関する施策に係る収入と支出のバランスを勘案しながら、総体としての子育て世帯の経済的負担の軽減に努めていくことが重要と考えております。